

第 27 回 大阪市環境審議会 会議録

- 1 日 時 平成 22 年 12 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
- 2 場 所 大阪市環境局 第 1・2 会議室
- 3 議 題

【審議事項】

- （１）会長の選出について
- （２）大阪市の温暖化対策に係る条例について（諮問）

【報告事項】

- （１）「おおさか環境ビジョン（中間とりまとめ）」について
- （２）「大阪市環境基本計画（素案）」について
- （３）「大阪市環境白書（平成 22 年版）」について

- 4 出席委員 17 名（欠は欠席者）

委員	伊瀬 敏史	委員	西田 賢治
委員	市川 陽一	委員	西村 伸也
委員	宇田 吉明	委員	花田 眞理子
委員	奥田 望	委員	福永 勲
委員	黒坂 則子	委員	藤田 香
委員	小玉 隆子	委員	横村 久子
委員	坂元 浩治	委員 欠	三宅 一嘉
委員 欠	田中 豊	委員	森本 公子
委員	中川 元	委員 欠	矢野 隆子
委員	中野 加都子	委員	山口 克人

○司会 定刻がまいりましたので、只今から第27回大阪市環境審議会を開催させていただきます
たく存じます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます
います。私は、本日、司会を担当させていただきます、大阪市環境局環境施策部環境計画担当

の西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、現在ご出席いただいております委員の数でございますが、17名ご出席いただいております。本審議会規則第7条第2項の規定によりまして、委員20名のうち過半数の出席を得ておりますので、本会が有効に成立していることを宣言させていただきます。

ここで事務局からのお願いでございますけれども、お手持ちの携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、もしくはマナーモードにさせていただくようお願い申し上げます。また、傍聴者の皆様方におかれましては、あらかじめご説明させていただいております傍聴要領に基づきまして、お静かに傍聴していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、環境局理事の東よりご挨拶申し上げます。

○東環境局理事　環境局の東でございます。委員の皆様方におかれましては、年末何かとご多用のおり、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

大阪市環境審議会は、平成6年に本市の環境保全についての重要事項を調査審議いただきますために、大阪市環境基本条例に基づき設置している審議会でございます。本年3月には大阪市環境基本計画の改定などについて答申をいただきますなど、本市の環境行政の推進に、多大なるご支援・ご指導をいただいております。あらためてお礼を申し上げます。本日は委員改選後初めての開催でございますが、今後もさまざまな視点から貴重なご意見を賜りたく存じますので、どうかよろしくお願いいたします。

さて、本市におきましては、環境が未来を拓くという考えに立ち、「おおさか環境ビジョン」を新たに制定いたしまして、先月の下旬に公表させていただきました。その内容については後ほどご報告申し上げますが、これは、審議会のほうからいただいた答申を踏まえ、環境と経済の好循環のもと、地球環境問題に貢献する大都市のモデルをめざして、今後の環境政策の方向性と具体策について定めたものでございます。また、環境基本計画の改定作業につきましても、ちょうど一昨日に素案を公表し、パブリックコメントをいただいているところでございまして、この結果を受けて、引き続き、鋭意、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

本市におきましては、今後、これらの計画におきまして、「低炭素社会」、「循環型社会」、そして「快適な都市環境」をキーワードに、都市構造や産業構造、さらにはライフスタイルを変えていくための環境施策を進めることとしております。そして、こうした理念の実現には、市民、事業者の皆様方、そして行政を含めた全ての主体が、一丸となって取り組んでいくことが重要であることから、本日、温暖化対策を推進する基本的なルールとして「大阪市の温暖化対策に係る条例」について諮問させていただきたく存じます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中大変お世話をおかけいたしますが、熱心なご審議をお願い申し上げまして、簡単ながら、開会にあたってのごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただく前に、本会は8月に委員改選後、最初の審議会になりました。初のお顔合わせということでもございますので、本日まで出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきたいと存じます。

正面、会長席から向かいまして、右側、伊瀬（いせ）委員でございます。

○伊瀬委員 大阪大学の伊瀬でございます。本年より委員を拝命いたしました。専門は電力工学、パワーエレクトロニクスでございます。よろしくお願いいたします。

○司会 市川（いちかわ）委員でございます。

○市川委員 龍谷大学の市川でございます。私も今回から委員に就任させていただきます。専門は大気環境工学です。よろしくお願いいたします。

○司会 宇田（うだ）委員でございます。

○宇田委員 大阪環境ネット、副代表幹事をやっております宇田といいます。よろしくお願いいたします。今回初めてです。

○司会 奥田（おくだ）委員でございます。

○奥田委員 市民公募で選ばれました。今回初めてです。よろしくお願いいたします。

○司会 黒坂（くろさか）委員でございます。

○黒坂委員 同志社大学法学部の黒坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私も今回が初めてですけれども、専門が環境法・行政法ということですが、まだまだ未熟ですのでこちらのほうで勉強させていただく所存ですので、よろしくお願いいたします。

○司会 小玉（こだま）委員でございます。

○小玉委員 大阪市会議員の小玉でございます。大阪市の環境対策特別委員会で委員長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○司会 坂元（さかもと）委員でございます。

○坂元委員 みなさん、こんにちは。連合大阪から推薦をいただいております、関西電力労働組合の坂元です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 中川（なかがわ）委員でございます。

○中川委員 大阪弁護士会のほうから推薦を得ました中川です。今日が初めてです。弁護士

会では公害対策環境保全委員会のほうに属しておりまして、その関係で選出されたものと理解しております。よろしくお願いいたします。

○司会 中野（なかの）委員でございます。

○中野委員 神戸山手大学の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は継続してです。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 西田（にしだ）委員でございます。

○西田委員 大阪商工会議所の西田と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 西村（にしむら）委員でございます。

○西村委員 大阪市立大学の西村でございます。私、二期目になります。熱工学の専門で、第一期目、ヒートアイランドとか、地球温暖化対策とかのことで、エネルギーシステムを専門にしておりましたので、引き続いて、できれば大阪市の行政に貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会 花田（はなだ）委員でございます。

○花田委員 大阪産業大学の花田と申します。私も二期目、引き続いてということになります。専門は、生活環境学というふうに書いてありますが、特に環境コミュニケーション、環境教育、それから環境経営などを専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 福永（ふくなが）委員でございます。

○福永委員 元大阪人間科学大学と書いていただいておりますが、その前は大阪市の環境科学研究所にいました。水辺環境を中心に今日までやってまいりました。私も二期目です。よろしくお願いいたします。

○司会 藤田（ふじた）委員でございます。

○藤田委員 はじめまして。近畿大学の総合社会学部から参りました藤田 香と申します。専門は環境経済学でございます。初めてですので、いろいろご教授、ご指導賜ることもあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 槇村（まきむら）委員でございます。

○槇村委員 私は継続でございます。京都女子大学現代社会学部の槇村でございます。私、所属は現代社会学部でございまして、専門としますのは環境計画、農学というふうに書いてございますけれども、生態系をベースにした地域計画とか、都市づくり。ライフデザイン等あわせて地域計画をする、環境計画をベースにそういう地域計画をするということを専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 司会 森本（もりもと）委員でございます。
- 森本委員 市民公募から選ばれました森本と申します。よろしくお願いいたします。
- 司会 山口（やまぐち）委員でございます。
- 山口委員 山口でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会 本日、ご出席いただいております委員の皆様方は以上でございます。また、後方でございますけれども本市側の幹事といたしまして、関係局の局長等が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。
まず、1枚目が「本日の審議会の次第」、次に「大阪市環境審議会委員名簿」でございます。
右肩に資料と四角囲みしております資料が4つございます。

資料1といたしまして「大阪市の温暖化対策に係る条例について」、資料2といたしまして「おおさか環境ビジョン（中間とりまとめ）」、資料3といたしまして「大阪市環境基本計画（素案）」、資料4といたしまして「大阪市環境白書の説明資料」となっております。

あとは参考資料といたしまして、A4表裏ございますけれども、「執行機関の附属機関に関する条例」及び「大阪市環境審議会規則」でございます。

あと冊子でございますけれども、「平成22年版 大阪市環境白書」をお配りしております。

資料の過不足等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議事のほうに移らせていただきます。

本日、1つ目の議題は、環境審議会会長の選出でございます。本日は委員改選後、初の審議会ですので、会長を選出する必要がございます。会長の選出につきましては、参考資料につけております「大阪市環境審議会規則」第4条第1項で、委員の互選によるものと規定されておりますので、ご推薦等いただきたいと存じます。いかがいたしましょうか。

○西村委員 はい。（挙手）

○司会 どうぞ。

○西村委員 委員名簿を拝見いたしまして、僭越ではございますが、槇村久子先生を会長に推薦させていただきたいと思います。先程、自己紹介でもありましたけど、槇村先生は環境計画がご専門で、また、当環境審議会においてもこれまで会長代行を務めてまいられました。環境分野においても広範かつ高度な専門知識を有しておられます。よって、槇村先生が会長に適任と存じますので、ご推薦申し上げます。

○司会 只今、西村委員のほうから槇村委員を会長に、というお声がございましたけれども、

榎村委員を会長に選出ということでご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○司会 ありがとうございます。それでは、榎村委員に会長をお願いしたいと存じます。榎村委員、どうぞ中央の会長席に移っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これより以降の議事につきましては榎村会長をお願いいたしたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○榎村会長 只今、皆様のご推薦により会長職に選出いただきました榎村でございます。ほかにたくさん適任のかたがいらっしゃると存じますけれども、ご選出いただきましたので務めさせていただきたいと思います。私自身は皆様のいろんな意見を聞きながら、審議会を進めていきたいと思っております。どうぞご遠慮なく、忌憚の無い意見をおっしゃっていただいて、みんなでいい審議会にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、会長代行の指名をしたいと思います。

まず、会長代行の指名でございますけれども、今お配りいただいたこちらの参考資料にあると思いますけれども、本審議会規則第4条第3項によりますと「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する」と規定されておりますので、この規定に基づきまして、私のほうから会長代行を指名させていただきたいと存じます。

昨年度、本審議会でも「環境基本計画の改定について」の答申をまとめるにあたりまして、部会長として大変ご尽力いただきました福永委員さんをお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。福永先生。

○福永委員 （うなずく）

○榎村会長 では、福永委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○福永委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○榎村会長 それでは、審議事項（２）のほうにまいってきたいと思います。２つ目の議題は「大阪市の温暖化対策に係る条例について」でございますので、その諮問をお受けしたいと思います。

○東環境局理事 （諮問文を読みあげる）

平成22年12月24日

大阪市環境審議会会長 榎村 久子 様

大阪市長 平松 邦夫

大阪市の温暖化対策に係る条例について（諮問）

標題について、次のとおり貴審議会に諮問しますので、調査審議を求めます。

記

大阪市の温暖化対策に係る条例について

(諮問理由)

大阪市ではこれまで、地球温暖化対策について、なにわエコ会議やなにわエコライフ事業などの普及啓発とともに、貴審議会からの答申に基づき、太陽光発電補助制度を創設するなどの取組みを進めてきました。

こうした取組みにより、平成20年度における市域の温室効果ガス総排出量は平成2年度に比べて約15%の減少となっていますが、この間の部門別の排出量は、業務部門と家庭部門では増加傾向にあります。

大阪市は、平成22年11月に発表した「おおさか環境ビジョン(中間とりまとめ)」において、温室効果ガス排出量を平成32年度までに平成2年度比で25%以上削減することを目標としていますが、それには、業務部門、家庭部門での対策を含めた、更なる取組みが必要となっています。

また、熱帯夜の日数も近年増加傾向にあり、ヒートアイランド対策への一層の取組みも必要になっています。

こうした課題の解決には、普及啓発を中心とした対策だけでなく、現在の都市構造や産業構造、ライフスタイルを環境に配慮したものに転換するための実効性のある対策を強力に推進することが重要であり、大阪市を挙げて対策に取り組むルールとなる条例について貴審議会に諮問します。

(諮問文を会長に手渡す)

○榎村会長 それではただいま諮問をお受けいたしました。内容について、事務局からご説明をお願いいたします。

○馬越環境計画担当課長 環境審議会の事務局を担当しております、環境局の環境計画担当課長の馬越と申します。よろしくお願いいたします。私から諮問理由などにつきまして補足説明をさせていただきます。なお、ただいまの諮問文につきましては資料1の最後に付けておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

それでは座って説明させていただきます。説明資料といたしまして、資料1で「大阪市の温暖化対策に係る条例」というタイトルの資料をお配りしておりますけれども、まず、説明の流れといたしまして、本日報告事項の1つ目の「おおさか環境ビジョン(中間とりまとめ)」の

内容を先に説明させていただいたほうがわかりやすいと思いますので、恐れ入りますが資料2をご覧ください。まず、この環境ビジョンでございますけれども、こういった性格のものかということでございますが、大阪市が今後の環境施策を進めていくにあたりまして、特に重点的に進めていく施策の方向性を示したものとして策定したものでございまして、さる11月25日に公表しております。そして、この環境ビジョンの内容は、現在策定作業を進めております新しい「大阪市環境基本計画」などにも反映していくことにしております。それではこの内容を説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、右下のページ番号に沿いまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございますけれども、ここでは環境ビジョンの位置づけなどについて記載しております。上段にございますように、大阪市ではこれまで公害対策などを中心といたしました環境施策に取り組んでまいりましたけれども、近年、地球温暖化対策の推進が大きな課題となっております、この地球温暖化対策を推進する必要があるとございます。また、持続可能な社会をつくるために、地球環境の保全と経済発展の両立をめざす施策が求められております。

そこで、大阪市では、下段にございますように、環境施策を取り巻くこういった状況を踏まえまして、2020年を展望いたしまして、地域が持つポテンシャルを活かした今後の環境政策の方向性を示しますとともに、市民・事業者の方々をはじめ関西圏の他の自治体との連携、あるいは協働のもとで取り組みを進める指針といたしまして、新たにこの「おおさか環境ビジョン」を取りまとめた、そういうことを記載しております。

2ページ目に移っていただきまして、今後の大阪市の環境政策全般を貫く理念と目標について記載しております。上段からございますように、大阪市の今後の環境政策は「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」、この3つを基調といたしまして、その右下にございますように、環境・エネルギー分野を経済成長のエンジンといたしまして、左にございますように、関西圏域の発展に向けて周辺都市と広域的に連携することによりまして、地球環境問題の解決に貢献する大都市のモデルを示す、そういったことを記載しております。

また、下段にございますように、今後の環境政策の目標といたしましては、枠組みの中でございますけれども、2020年度までに市域のCO₂などの温室効果ガス排出量を1990年度比で25%以上削減すること、そして2050年度までに市域の温室効果ガス排出量を同じく1990年度比で80%削減すること、この2つを掲げております。

3ページに移っていただきまして、こちらでは環境ビジョンを策定する上で考慮しなければ

ならない大阪市の特性ですとか、それに伴う課題などについて記載しております。大阪市では常住人口が多いだけでなく、古くから商業や工業が発達しておりますことから、住宅やオフィスなど多くの建築物が集中しております。このページの左側に、市域における温室効果ガス排出量、これは市域の総排出量でございますけれども、その経年変化を示しております。1990年度、平成2年度以降、減少傾向にございまして、最新のデータであります2008年度、平成20年度の排出量は、基準年度としております1990年度、平成2年度の排出量と比べて15%近く減ってきております。

しかしながら、これは製造業とか家庭とかいった部門別の排出量で見えますと、一番下の表のところにお示ししておりますが、産業部門、これは製造業のことでございますが、こういった部門ですとか運輸部門では減少してきているものの、オフィスビルなどの業務部門、さらには家庭部門では大幅に増加している傾向にございまして、これらの部門における対策の推進が課題となっております。

それから、このページの右側では、ごみのことを書いておりますけれども、昼間の活発な経済活動によります事業系ごみの多さ、これも大阪市にとっての課題となっております。

こういった課題を踏まえまして、4ページでは、今後の環境施策の方向性がどうあるべきかということについて示しております、3つの方向性を示しております。

その方向性のまず1つ目といたしまして、上段の「環境未来型の都市構造への変革」でございます。ここでは、住宅やオフィスなど多くの建築物が集中しているとともに、ごみ焼却工場などの都市インフラが整備されているという大阪市の都市構造から、再生可能エネルギーの導入ですとか、省エネルギーの推進など、エネルギーの有効利用とともに、水や緑を活用した自然との共生に配慮した都市構造に変革していく、そういうことを示しております。

次に左下にいただいていただきまして、の「環境未来型の産業構造への転換」でございますが、大阪市では電池産業やこれまでの環境対策に基づきます環境技術が蓄積されているなどの特性がございますことから、環境関連産業の活用を通じて、経済の活性化をめざしていく、そういったことにしております。

最後に3つ目の方向性、右側の「環境未来型のライフスタイルの創造」ですが、環境問題は市民生活と深くかかわるものでございまして、市民協働のもとで環境に配慮した生活や活動を進める、そういったことにしております。

また、下段にございますように、枠囲みの中でございますけれども、今後はこの環境ビジョンを踏まえまして、まだ仮称でございますけれども、「大阪市地球温暖化対策条例」ですとか、

もうひとつ、これも仮称ですが「大阪市循環型社会形成推進条例」の制定をめざしますとともに、市長を本部長といたします推進本部も新たに設置いたしまして、市民協働や官民連携、規制とインセンティブ・誘導策、周辺自治体との広域連携などにより、環境政策を推進することにしております。

5 ページからが、先程申し上げた今後の環境政策の方向性、3 つ申しましたが、それぞれについてこういった施策を進めていくのかということでお示ししております。

6 ページをご覧くださいなのですが、ここでは、1 つ目の「環境未来型の都市構造への変革」につきまして書いております。まず、市域に存在します未利用エネルギー、あるいは再生可能エネルギーの活用などにより、化石燃料に依存しない社会システムへ変革していくことをめざしまして、枠囲みで施策を書いております。一番左側、具体施策 1 - 1 というところから簡単にご説明いたしますが、1 - 1 にございますごみ焼却工場ですとか、下水処理場、あるいは河川など、都市インフラが持ちます未利用エネルギーの活用の他、1 - 2 に移りまして、メガソーラーの設置などによる太陽光発電の導入拡大、さらには 1 - 3 にある、公共交通機関の利用促進ですとか、EV、電気自動車などの低炭素型の都市交通システムへの改革、こういったものに向けた施策を進めることにしております。

また、7 ページに移っていただきまして、こちらでは、建築物におけるエネルギーの有効利用などをめざしまして、左側のほうから説明させていただきますが、1 - 4 にございます公共施設や民間施設でのLED照明の導入推進、1 - 5 にございます環境未来型の建築物のモデルづくり、それから 1 - 6 にございます省エネルギー対策の強化などによる建築物の環境配慮の推進、それから 8 ページに移りまして、1 - 7 にございます省エネ性能などに優れたエコ住宅の普及促進に向けた施策を進めることにしております。

また、自然共生社会をめざしまして、1 - 8 にあります緑化の推進と生物多様性への配慮や、1 - 9 にございますヒートアイランド対策などの施策を進めることにしております。

9 ページからは、方向性 2 つ目の「環境未来型の産業構造への転換」について記載しております。

10 ページをご覧くださいなのですが、まず、環境エネルギー産業の誘致・活性化をめざしまして、2 - 1 にございます総合特区制度を活用いたしました夢洲・咲洲地区への企業誘致のほか、2 - 2 にございますエリア単位での次世代のエネルギー、社会システムを示すスマートコミュニティにつきましての実証実験、それから 2 - 3 にございますEVなどの環境技術の開発促進と中小企業等の市場参入の推進に向けた施策を進めることにしております。

また、11 ページへ移っていただきまして、こちらでは大阪の都市インフラや、あるいは環境技術のビジネスへの活用をめざしまして、2 - 4 にございますように官民連携での都市インフラなどの環境技術の海外輸出、2 - 5 にございます環境ビジネスの支援を目的に設置しております A T C グリーンエコプラザの機能強化、あるいは2 - 6 にございます京都などとともに進めます観光施策とも連携いたしました関西エコビジネスツアーの創設、こういった施策を進めることにしております。

それから、12 ページからは3 つ目の方向性でございます「環境未来型のライフスタイルの創造」について記載しております。

13 ページをお開きいただきまして、ここではまず、市民や事業者の方に環境活動、エコ活動を推進していただきますように、こうした取り組みをポイント化、あるいは「見える化」することで、メリット感を創出する、そういったことをめざしまして、3 - 1 にございますようにエコポイント制度の創設ですとか、3 - 2 にありますような省エネナビなどの機器を使いました啓発を進めることにしております。

また、14 ページに移りまして、環境教育ですとか啓発、市民協働の取り組みを一層推進するため、3 - 3 にございます学校教育における「おおさか環境科」の創設、3 - 4 にございます国産木材の活用の推進、3 - 5 にありますリサイクルの推進などの施策を進めることにしております。

以上が全市的に推進する施策の方向性でございますが、15 ページからはモデルエリアでの実践ということで示しておりまして、特に市域の4 つのエリアにつきましては、モデルエリアに位置づけまして、環境ビジョンの具現化を図りまして、「環境未来都市・大阪」の未来図を示していくことにしております。

その4 つのエリアですが、まず、15 ページの森之宮地区では、ごみ焼却工場ですとか、下水処理場が立地しているという特性がありますので、こういった施設が持っておりますエネルギーを活用した資源・エネルギー循環型のまちづくりを進めることにしております。

また、16 ページへ移りまして、大阪駅北地区でございますが、こちらでは西日本最大のターミナルであるという立地特性を活かしまして、先進的な環境技術を取り入れ、大阪の顔となる都市環境を創出するなど、環境をテーマとしたまちづくりを進めることにしております。

17 ページへ移っていただきまして、中之島地区でございますが、こちらでは周囲を川に囲まれておりまして、水や緑の自然も市域では恵まれている、そういう特性を活かしまして、河川水のエネルギーですとか、緑を活かした水都再生のまちづくりを進めることにしております。

そして最後に18 ページの夢洲・咲洲地区でございますが、こちらでは成長が期待される環

境・エネルギー産業の実践エリアといたしまして、環境技術や生産施設等の集積を図ることにしております。

以上が「おおさか環境ビジョン」の内容でございますけれども、現在この資料は、中間とりまとめとなっております。今後、来年度 23 年度の予算が固まった時点で、次年度実施する施策などを明らかにいたしました案にしたいと考えております。

説明が長くなりますけれども、こうした環境ビジョンを作成したということを承知いただいた上で、資料 1 に戻っていただきまして、諮問理由等の説明をお聞きいただければと思います。資料 1 をご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、資料 1 の 1 ページ目でございますが、こちらではただいまの諮問の背景なり、経過なりについてお示ししております。まず 1 ページの上段では、市域の温室効果ガス排出量について示しておりますが、先程ご説明いたしましたとおり、家庭や業務部門からの排出量が増加傾向にあるということでございます。

また、下段では、市域のヒートアイランド現象の実態ということで、熱帯夜日数の推移を経年的に示しております。このグラフの折れ線が、10 年間の移動平均といたしまして、熱帯夜日数の経年的な変化を見るのに適切な指標でありまして、これを見ていただきますと、日数は増加傾向にあることがお分かりいただけると思います。

2 ページ目に移っていただきまして、上段の 2 のところでは、大阪市のこれまでの地球温暖化対策ですとか、ヒートアイランド対策について示しております。具体の対策につきましては、6 ページから 7 ページにお示ししておりますので、説明は省略させていただきますけれども、各種啓発の他に、民間向けの太陽光発電の補助制度、あるいは公共施設における省エネルギー対策ですとか太陽光発電の設置など、さまざまな施策、対策を実施してきております。

また、この 2 ページ目の 3 のところでは、条例について本審議会これまで少し検討いただいた内容について書いております。その概要といたしましては、今年 3 月に、本審議会からいただきました答申で、温室効果ガスの排出削減にあたり個別施策の実効性を確保し推進するには、「地球温暖化対策条例」の制定を検討する必要があること、それから条例化にあたっては、国の施策の動向や大阪府条例との関係、市内企業への負担などに留意する必要があることに触れております。こういった検討の経過が審議会であったことをお示ししております。

以上、大阪市の地球温暖化対策などについて、こういった状況なり、経過なりがあったということでございますけれども、今回条例の制定を進めるということでございまして、その必要性なり、考え方などについて、この 2 ページ目の中段以降にお示ししております。

まず、制定の必要性でございますが、1のところに、3つほど書いております。まず1つ目と2つ目の○のところにございますように、業務部門ですとか家庭部門では温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、先程ご説明いたしました「おおさか環境ビジョン」でも25%以上の削減目標が掲げられておりますが、その達成にはこういった部門での対策を含めましたさらなる取組みが必要なこと、そして3つ目の○にございますように、都市構造や産業構造、ライフスタイルを環境に配慮したものとするには、大阪市の特徴に応じた対策を推進することが重要と考えておりまして、そのためにも全市的なルールとなる条例の制定が必要であると考えております。

3ページに移っていただきまして、条例制定にあたっての基本的な考え方を示しております。

まず、のところにございますように、条例は全市を挙げて地球温暖化対策に取り組む基本ルールといたしまして、その決意ですとか、大阪市、市民、事業者の責務を規定いたしますとともに、のところにございますように、市民協働のもとで対策に取り組むことなど規定したいと考えております。

また、対策につきましては、中段、のところにございますように、事業所が多い、あるいは中小企業が多い、エネルギー消費におきましては、テナントビルなどを所有する不動産業などが占める割合が大きい、さらには最下段にございますように、市街地に建築物が集積している、また、緑が少ないといった大阪市の特徴を踏まえた対策を盛り込んでいく、そういう必要があると考えております。

4ページに移っていただきまして、こちらでは条例の内容として考えられるものということで、まだあくまで現段階のものでございますけれども、示しております。

まず(1)にお示ししております「目的」のほか、(2)中期目標、(3)市、市民、事業者のそれぞれの責務、(4)大阪市の率先行動、(5)温暖化対策に取り組む上での配慮すべき事項をまとめました各種指針、(6)業務系施設等における温室効果ガスの排出抑制策、(7)太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進策、(8)市民や事業者のかたに対策を推進していただくための大阪市の支援策、(9)環境教育・環境学習の推進に関する規定。こういったものなどが条例の内容として今のところ考えております。

そして、5ページに移っていただきまして、制定時期ということで4のところに書いております。条例ですのでもちろん議会の同意をいただかなければなりませんけれども、事務局といたしましては、平成23年、来年の秋の制定をめざしております。

それから5の課題のところにございますように、対象となる方々への負担を減らすという観

点からも、省エネ法、あるいは大阪府条例などといった関連する法令との関係、そういったものについても整理する必要があると考えております。

最後に、まだあくまで事務局案でございますけれども、今後の検討の進め方ということで、提案させていただきます。

5 ページの中段から記載しておりますけれども、本審議会では、これまでも諮問案件に対しまして、部会を設置して検討をお願いしてきておりまして、本件につきましても、1 の検討方法のところにございますように、部会を設置しての検討ということをお願いしたいと考えております。

また、具体の検討項目といたしましては、2 の検討項目のところにございますけれども、先程条例の内容として考えられるものとして説明いたしましたもののうち（6）から（8）の項目、あるいは先程課題として申しましたような内容への対応、そういったことを中心をお願いしたいと考えております。

それから、検討スケジュールということで3 のところに示しておりますけれども、本件に關します答申を受けた後に、条例案を作成いたします段階で、パブリックコメントの手続きなどが必要でございまして、この期間などを考慮いたしまして、本日の諮問の後、来年1月から5月ぐらいの間に、部会を3、4回開催させていただきまして、部会報告がまとまりましたら速やかな答申をお願いしたいと考えております。

大変短い期間のうちの検討ということになりますけれども、よろしくをお願いしたいと考えております。

以上で、諮問理由などについての説明を終わります。

○ 榎村会長 ありがとうございました。今、事務局のほうから資料2の「おおさか環境ビジョン」とあわせて、条例のこれまでの経過、それから制定の必要性、基本的な考え方、内容として考えられるものとか、あるいは進め方等についていろいろご説明いただきました。

ものすごいハードスケジュールで大変だと思うのですが、何か今の条例に関しての諮問について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

○ 西村委員 （挙手）

○ 榎村会長 では、西村委員さん、どうぞ。

○ 西村委員 私、2期目なので、1期目でとりまとめた環境基本計画の中で出てこなくて、今回、ビジョンに出てきて、市民のかたに理解を求めるのに、キーワードとか、定義などですね、どういう検討をされたかおうかがいしたいのですけど。大きいところに「環境未来型」とある

んですけど、この「環境」と「未来」というのが、どうイメージされてるのか、具体的に見えない。今回時間がなかったせいもありますけど、市の内部でどのように「環境未来」のことを定義されたのか、動的とかイメージ、イメージだけでいいんですけど、基本的にやっぱり動的に捉えなおすとか、そういうビジョンを持つとか、そういうことだと思うのですが、そのへんについて教えていただければありがたいです。

○ 槇村会長 では事務局、お願いします。

○ 馬越環境計画担当課長 「環境未来」という言葉ですけれども、まずこの資料2の環境ビジョンの2ページの理念と目標というところをご覧いただきたいのですが、一番下の目標というところの上、楕円の中に、太字で「環境が未来を拓く、環境先進都市大阪」ということとお示しております。環境関連の施策が、国のほうでも新成長戦略などで重要視されていることもございますし、未来を「環境」が支えていくというような考え方が、今、非常に強くなっているというようなこともございまして、今回新たにこの「環境が未来を拓く」ということで、環境施策を通じて、大阪の環境をよくしていくということと、それから経済も活性化させていくということで、「環境未来」という言葉を使いまして記載しております。そういった背景ということで、ご理解いただきたいと思います。

○ 西村委員 それでは確認ですけど、環境基本計画を出されたときも説明があった、環境施策と経済の好循環とかですね、それをイメージして、抽象的にして、環境対策を進めることが経済にも好循環ということで、それを「環境未来」という言葉でくられたと、キャッチフレーズにしたという理解でよろしいですか。

○ 馬越環境計画担当課長 はい、それで結構です。

○ 西村委員 わかりました。

○ 福永委員 （挙手）

○ 槇村会長 では、福永委員さん。

○ 福永委員 ちょっと、頭を整理する意味で教えていただきたいのですが、大阪市環境基本条例があって、環境基本計画の新しい改定のものが次に説明されるようですけども、そして、温暖化防止対策実行計画。あるいは環境ビジョンというのも発表されました。それと今度の温暖化防止条例、このへんの相互の役割といいますか、条例そのものは基本計画より実現性を高めるために強制力を持たせるというのが中にあるのかもしれませんが、計画の役割といいますか、これを少し整理をしていただけたらと思うんですが。

○ 槇村会長 では、事務局のほう、ご説明をお願いいたします。

○馬越環境計画担当課長　同じような内容のものがいくつかあって、非常にややこしいかと思いますが、まず、後ほど報告事項で説明させていただきます「環境基本計画」は大阪市の環境基本条例に基づいてつくる計画でございまして、地球温暖化対策に限らず、従来型の大気汚染対策とか、水質汚濁対策とか、そういう環境全般にかかわる行政計画を定めるものでございます。

それから、本日資料としてはないのですが、「地球温暖化対策実行計画」というのも、現在策定を進めているところでございますが、これは「地球温暖化対策の推進に関する法律」がございまして、その中で、政令指定都市には策定が規定されている、定められている、そういったことを受けてつくるものでございまして、こちらのほうは地球温暖化対策をターゲットにした計画になっております。

それでは、この「環境ビジョン」とはどういうことなのかと申しますと、条例ですとか法律とか、そういう位置づけ、根拠というのはないわけなのですが、大阪市がこれから環境対策に力を入れてやっていこうということで、そのうち特に今後の環境対策で重視していく、力を入れていくというものをピックアップしますと、地球温暖化対策中心ということになり、そういう対策を通して、先程西村委員からもございましたような「環境と経済の好循環」なども図りながら、今後の施策を進めていくということで、まとめたものでございます。実際の環境ビジョンというのは、策定の過程では市長のところまでいろいろなご議論もいただきながらまとめてきた経過もございまして、今後の環境基本計画なり、大阪市の環境計画にはその内容を十分反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○福永委員　ありがとうございました。

○槇村会長　よろしゅうございますか。

○西田委員　（挙手）

○槇村会長　では、西田委員さん。どうぞ。

○西田委員　「環境未来型の産業構造への転換」ということを謳ってますが、2020年、あるいは2050年の時点での産業構造をどのように描いておられるのか。非常に難しいと思うが、例えばバッテリーベイとか、我々自身もいろいろ推進をしている中、新しい環境先進型産業が大阪の産業構造に10年後、あるいは数十年後に、どの程度大きなウエイトになっているのか、ほんとに実現可能なのか、もし何かある程度、姿を描いておられるのならば、お教えいただきたいと思います。

- 槇村会長 2020年は10年後ですけど、2050年になると、ずいぶん先ですから。
- 西田委員 まあ、とりあえず10年後ですね。
- 槇村会長 そうですね、技術の進歩って、すごく速いのです。
- 馬越環境計画担当課長 本日、細かいデータを持ち合わせておりませんので、あまり具体のことは言えないのですが、大阪市では、この環境ビジョン以外にも経済成長戦略というのを出してありまして、10月に公表しております。その経済成長戦略の中でも、この環境エネルギー産業を重点的な施策ということで進めていくという位置づけにしております。経済成長戦略と環境ビジョンをリンクさせ、経済政策と環境政策をうまく連動させながら進めていく。そういうかたちで進めていきたいと思っております。

今、西田委員からご質問いただきました、2020年、どういうふうな姿になっているかということにはちょっとお答えできませんが、産業と環境をうまくやって連携させながら進めていくということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 槇村会長 ご説明ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 坂元委員 はい。（挙手）
- 槇村会長 では、坂元委員さんからお願いします。
- 坂元委員 坂元です。資料1の課題、5で課題についてご提示をいただいているのですが、大阪府の温暖化防止等に関する条例が平成17年度に施行されておりまして、この条例と今回、この審議会で検討します市の条例との関係というのが、ちょっとイメージがわきにくいのですが、府が決めたことよりもレベルを落とすというのはいけませんよね。ですから、府よりも進んだものをやっ払いこうという、言い換えますと、府の条例を叩き台にしてもっと大阪市としていい特徴を出そうという理解でいいですか。
- 馬越環境計画担当課長 今、委員がおっしゃられましたとおり、府条例との関係なのですが、大阪市は大阪市の特徴がございまして、その辺を踏まえて対策を進めていくというのが、非常に重要なことだと私ども考えております。細かい調整を、これから大阪府ともいろいろやっていかないといけないのですが、具体的にどこがどうなるかというのは、まだまだこれからご議論いただいた内容なり、大阪府との調整なりの結果によるんですけども、市域の特徴を踏まえて、やっぱり大阪市として対策を進めていかないかところは進めていくというようなことを念頭において、府条例との関係も調整していきたいと考えております。ちょっと具体のことはまだわかりませんが、そういうことでご理解よろしくお願ひしたいと思います。
- 坂元委員 はい。

○西村委員　　ちょっといいですか。今ので。

○槇村委員　　はい、西村委員さん、どうぞ。

○西村委員　　事務局に確認なのですが、今、質問の中で大阪府の平成17年ということは、2005年ですね。京都議定書が発効したのは、ロシアが批准して2006年。それで、2008年から2012年の5年間で、今2010年ですけど、その平均値でいくら減らすかっていうのが、まだ確定かあれですけど、そういうのが具体化する前に大阪府さんは立てられたわけで、それと発効してある程度、政府も強く言ってる中で、今進めていることですので、そのへんの数値はね、だから向こうのほうが、京都議定書が発効する前です、基本的に。で、今回、発効したあとで大阪府、それで基本的に温対法っていうのが出て、順次、その国の推定目標に従って実行計画を立てるのが、自治体の行政のやることだと思いますので、数値の具現化とか、確かに質問あったようにすり合わせは必要かと思うんですけど、時期的にはやっぱりある程度、近年を基準にやっていかないといけないと思いますので、そこだけはきっちり説明されたほうがいいのかなと思ひまして。

○槇村会長　　いかがですか。

○馬越環境計画担当課長　　はい、今日はちょっと全体的なご説明をさせていただいておりますが、部会に入りましたら、関係法令の内容とか、例えば府条例がどこまでカバーできているのか、あるいは先程も申しました大阪市の特徴なりも踏まえて、どういった内容で考えていくのか。さらには大阪府以外にも、温暖化の条例をつくってる自治体がいくつかございます。そういった他都市の条例の内容も踏まえて、大阪市としてどういうふうな条例にしていけるのかということでご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○槇村会長　　ありがとうございました。そのほかはいかがでしょう。

○中野委員　　はい。（挙手）

○中川委員　　（挙手）

○槇村会長　　はい、いいですか、では中野委員さんからどうぞ。

○中野委員　　資料1のほうで、背景とか経過につきましては、温暖化とヒートアイランドが並列で出てきています。そして、資料1の同じく2ページでも、大阪市の地球温暖化対策とヒートアイランド対策が並列で出てきています。3ページ目の条例の内容としては地球温暖化対策の推進としてのみ取り組みが書いてある。だから、その温暖化とヒートアイランドの関係を並列で考えるか、温暖化対策に含めてしまうのか、これは非常に重要なことだと思うんですね。

温暖化とヒートアイランドを、対等としてやるのか、含めてしまうのかとか、そういうとこ

るをはっきりしないといけないということ。もうひとつは、資料2の8ページを拝見しますと、都市構造への変革のところでヒートアイランド対策のところには写真つきで「風の道」ビジョンのことなどが、非常に大きな対策として書いてあります。あとでご説明があるのかもしれませんが、環境基本計画のヒートアイランド対策でも「風の道」が非常に強調されて書いてあるにもかかわらず、この資料1の7ページの大阪市の主なヒートアイランド対策として、「風の道」がひとつも書いていない。

こういう資料には、おおよその重点施策とか、優先度の高さがいつもわかるように、表現する必要があると思うんですね。例えば、資料1の7ページでは、そういうことではなく、単にどこからチョイスしてきて単純に並べただけで大きな意味は無いのですということかも知れませんが、資料1全体としまして重点施策や地球温暖化とヒートアイランドの関係がよくわからないと私は思います。

○榎村会長 はい、以前からその話はずっと出ておったと思いますが、この写真など見ると、あるいは文章になると何か合致していない。それはまた後ほど議論していただくのでしょうか。今、何か大きくわかっているようなこと、整理できるようなことがあればお願いします。

○馬越環境計画担当課長 地球温暖化とヒートアイランド対策が混在しているというお話ですが、先程から話に出ております大阪府の条例が、地球温暖化とヒートアイランド対策、両方ターゲットにしたものというかたちになっておりまして、それをかなり意識しておりますので、この資料1では両方併記してるというかたちになっております。中野委員よりご指摘いただきました点、私どももその辺の整理をしっかりやらないといけないなと思っておりますので、部会の議論の中で整理してまいりたいと考えております。

それから資料2の8ページ、「風の道」のところなんですが、この「風の道」ビジョンは、現在つくってるところで、まだできておりませんでして、今年度策定の予定なんですけれども、資料1の6ページ、7ページの対策というのは、これはもう今やってるということを前提にまとめたものでございます。そういうことで書いてる時期、時点で違うということでご理解いただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○榎村会長 ありがとうございます。ほかに。中川委員さん、手が挙がっておりました。失礼しました。

○中川委員 ひとつだけ質問させてください。資料1の4ページのところで、(2)中期目標というところが内容として考えられるものとして掲げられてるんですが、先程、西田委員の質問にも同じことが出てきたかと思うんですけれども、2050年度までには80%削減というふうな

目標もあるわけですね。今回のこの環境先進都市をめざしてといいますか、何をターゲットに、要するに、この50年を最終的にはやっぱりターゲットにする、そのことを見据えた条例にするのか、もうとりあえず2020年がクリアできたらいいなと、こういう言い方正しいかわかりませんが、そういう意味合いでのこの政策なのか、条例のやっぱり目標っていうのをある程度、抽象的でも委員としては知っておきたいなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○榎村会長　これ他の自治体でも、その目標ですね、20年に置くか、50年に置くかって結構議論があるところでございますので、そのへん、もし、今検討中か定まってるか、これから検討していただくなど、いろいろあると思うんですが、今の時点で結構でするので、どうでしょうか。

○馬越環境計画担当課長　このへんがまさにご議論いただきたいところではあるんですけども、他都市の条例を見て、10年後の削減目標というのを、条文として定めてるところはあるんですけども、2050年の時点でというのは見たことがまだございませんでして、そういった状況も踏まえてこれからどう考えていくのかを、部会の中でご議論いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○榎村会長　はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。何かご質問、ございませんでしょうか。

○小玉委員　はい。（挙手）

○榎村会長　はい、小玉委員さん、どうぞ。

○小玉委員　資料1の1ページなんですけれども、温室効果ガス排出量が平成18年から20年に相当減っております。当時、この産業部門、運輸部門ということなんですけどね。これはやっぱりひとつの経済悪化ということがあっての減少ということが大きく響いてるんじゃないかなと思うんですね。これから先、こういうふうな目標も立ててあるわけなんですけれども、だからこういうビジョンをつくって、経済とともに思うんですけど、これ経済が上がれば当然またこういうものもついてくるんじゃないかともちょっと心配してるんですけど、そのへんはどうなんでしょうか。

○榎村会長　事務局、お願いいたします。

○馬越環境計画担当課長　委員のおっしゃるとおりなんですけど、私どもとしましてはただ減ればよいというふうなことはとても考えておりませんでして、先程環境ビジョンの中でも、環境と経済の好循環ということで説明いたしましたとおり、もちろん経済もうまくやりながらCO₂を減らしていくというようなことを念頭におきまして産業構造の転換もひとつの大きな柱

にしております。環境と経済をうまく両方連携してやっていくということで施策を進めていく、そういうものになるように考えていきたいと思っております。そういうことでよろしくご理解いただきたいと思います。

○西村委員　すみません、いいですか。ちょっと今の回答に関して。

○榎村会長　はい、小玉委員さん、よろしいですか。

○西村委員　あ、いえ、今の回答に対して一言。ちょっと。

○榎村会長　はい、西村委員さん、どうぞ。

○西村委員　今、事務局に対して僭越な言いかたですけど、前回の審議会でこれ結構、深く温暖化対策についてやりました。その中でこの数字の積み上げのところで、同様な質問をしたんです。それで、前回の環境審議会の始まった時点でも、そういう議論があったんです。で、ただひとつ、ちゃんと理解してしてほしいのは、じゃあ、景気が良くなれば元に戻るかというと、基本的に皆さんもご存知のユニバーサル・スタジオ、あそこには昔、鉄鋼メーカーや重工メーカーがありました。やっぱり大規模産業というのは結構な排出量です。それで、先程、坂元さんが結構謹んで言われましたけど、関西電力さんは個々で発電する火力ありますけど、火力1発電所つくると数百万トン出るといふかたちで、大型の工場がなくなっております。だからそういう意味で、平成2年とか3年まで戻ることはないと思います。

ただ、言われたように、景気によって左右されますけど、残念なことに、大阪湾の沿岸というのは重工業というのがほとんど移転したあとですので、それほどCO₂排出量が極端にもう一回増えることはないかとは思いますが。いかがですかね、大規模工場がある程度なくなったというのを認識していただかないといけないんじゃないかと思うのですが。

○榎村会長　はい、いかがですか。

○馬越環境計画担当課長　はい、西村委員、おっしゃるとおりでございまして、やはり素材型の産業がだいぶ大阪から出て行っております。先ほど、経済を支えるということで、環境エネルギー産業に力を入れていると申しましたが、そういうところはやはり素材型産業に比べますとCO₂排出量は少ないんじゃないかと思っております。そういうところで、環境と経済をうまく両立させていきたいと考えております。

○坂元委員　はい（挙手）、よろしいですか。

○榎村会長　はい、坂元委員、どうぞ。

○坂元委員　西村先生ご指摘の通り、当時と比べますと関西電力を見ましても春日出と大阪発電所、2つとも老朽化ということで廃止しておりまして、そのあとに、商業施設が建設されて

います。もうそれだけでもCO₂が下がってると思います。

ただ、一方で、その分大阪市の消費電力ががたっと落ちてるわけではないので、他の地域でつくった電気を、大阪市がずっと輸入してるということになりますから。大阪市だけが優等生になっても、日本全体がどうかというような視点で、今後考えないといけない。西村先生ご指摘の通りだと思います。

○榎村会長　ほんとは広域的にやらないといけないんでしょうけど、一応大阪市の、という条例、枠組みでということ。あと、他にご質問ございませんか。

○花田委員　（挙手）

○榎村委員　はい、花田委員さん、どうぞ。

○花田委員　質問ではなくて、今のこととちょっと、関連していることでよろしいでしょうか。先程のご指摘ですね、経済が良くなったらまた増えるっていう、それは多分同じ土俵で産業がこのままいくと、景気が良くなれば増えますし、悪くなれば減るということなんだと思うんですけども、景気が良くなっても排出量は増えないような新しい土俵というのをどんどん大阪市の中でつくっていくってことが大切で、それこそが経済とそれから環境の好循環じゃないかなと思いますので、そういう方向にこれから大阪市がなっていくようにという条例ではないかなというふうに考えています。以上です。

○榎村会長　ありがとうございました。今日は新しく入っていただいた委員の方々もいらっしゃいますけれども、何かご質問ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○山口委員　よろしいですか（挙手）

○榎村会長　はい、山口委員さん、どうぞ。

○山口委員　資料1の2ページ目、条例化にあたっては、国の施策の動向や大阪府条例との関係云々の留意点を書いてあってですね、先程、大阪府の条例との関係の議論が出たんですけども、国の施策の動向につきましては、5ページの課題に書いてあるのは省エネ法、温対法だけなんですけど、これだけでいいのでしょうか。現在問題になってるような温暖化対策基本法とか、それから直接関係ないかもしれませんが、排出量取引とか、環境税とか、もうひとつ、電力買取とかですね、今、こういった動きの中、それら抜きで条例をつくれるのかなあと、そこがちょっと心配です。スケジュール的にこれ5月答申でですね、国の動向を含めて案がつくれるのか、そのへんはどうお考えか。あるいは、それとは関係なしにつくれるよとおっしゃるのかですね、そのへんの事務局のお考えをお聞かせください。課題のところでもう少し国の動き

を入れないと、これだけではちょっと不足かなと思いました。以上です。

○榎村会長　そうですね、基本的なところかと思いますが。

○馬越環境計画担当課長　はい、山口委員の指摘のとおりでございます。国の施策を十分踏まえてまいりたいと思います。先程の電力買取なんかでしたらたいもう方向が決まって、2012年ぐらいから実行というようなことで聞いておりますが、排出量取引が、ちょっと凍結とかというような新聞報道もあつたりしますけれども、そういった状況なりも十分踏まえまして、条例の検討の中で考慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

○榎村会長　ほかにございませんか。もういろいろご質問が出たと思ってよろしいでしょうか。

○小玉委員　ひとつだけいいですか。

○榎村会長　はい、小玉委員さん、どうぞ。

○小玉委員　資料1の業務部門と家庭部門が増えてますが、この家庭部門でですね、市民の意識というのが、環境対策、今はエコ家電とかいろいろ出てますから、ずいぶんそういう意識も高まってきていると思うんですけど、もう少し大阪市としてもこの市民に対する啓発とか意識付けを、環境家計簿などありますが、なかなか皆さん取り組むのも難しいところがありますので、なにかもうちょっと具体的に市民啓発などのお考えはないでしょうか。

○榎村会長　何か、ございますか。

○馬越環境計画担当課長　小玉委員から今ご指摘いただきましたとおり、今回の環境ビジョンの説明の13ページにございますように、やはりただ取り組んでほしいと言ってもなかなかというところもございます。ここでやっぱりメリット感創出というようなことで、このビジョンでも謳っておりますようなエコポイントですとか、「見える化」というような施策をやっていきたいと思っております。この環境、エコ活動とかに取り組むことがメリットになる、そういう施策も進めて、市民のかたの活動を広めていっていただきたい、そういうふうにも考えております。以上でございます。

○榎村会長　よろしいですか。これだけではなくって、これは環境ビジョンに書いてある2つですけども、もっともっといろいろお考えがあるような案だと思いますので。

○小玉委員　日常生活の中でできることがね。

○榎村会長　また、いろいろとアイデアをいただきたいと思います。それでは先程いろいろ細かいことについてはもう少し部会で検討するようなことも出ておりましたし、先ほど資料の1の5ページ、検討の進め方というところで、条例検討部会を設置して検討を進めたいとい

う案がございましたので、そのようにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。なかなかこれだけ全部集まってというのは、日程調整も大変だと思いますので、先程ご提案ありました部会を設置して、検討していただければと思います。

それでは、審議会規則に則りまして、私のほうから部会委員を指名させていただきたいと思えます。ほんとは皆様にご参加いただけたらいいところでございますけれども、5月まで答申ということで大変なスケジュールになっておりますので。

それでは、部会長は西村委員さんをお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。それから、宇田委員さん、黒坂委員さん、藤田委員さんにご就任いただきまして、私も参加させていただきたいと思えます。

また、先程ビジョンの中にごございましたけれども、居住関係の課題もずいぶんございますので、専門委員といたしまして居住環境をご専門とされておられます大阪市立大学大学院の永村（えむら）教授にもご参加いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に進めさせていただきたいと思えます。

報告事項が3つございますけれども、「おおさか環境ビジョン」のほうは先程ご説明いただいたので、よろしいかと思えますが、もう一度何か、必要でしょうか。はい、では、先程条例の諮問について「おおさか環境ビジョン」あわせてご説明いただきましたので、報告事項の2のところにまいりたいと思えます。

「大阪市環境基本計画（素案）」についてお願いいたします。

○馬越環境計画担当課長 はい、それでは引き続き、私のほうから、資料3の「大阪市環境基本計画（素案）」について、ごく簡単にご説明させていただきます。資料3をご覧くださいと思えます。

大阪市では、現在の環境基本計画が今年度で期限を迎えるということから、改定することにしておりまして、先程来、出てきておりますように、今年の3月に、本審議会から改定にあたりましての考え方などをまとめた答申をいただいたところです。

それで、この資料3の素案は、いただきました答申を踏まえて作成したものでございます。内容的には、先程の「おおさか環境ビジョン」とかなりかぶっているところもございますので、細かい説明は省略させていただきます。構成などにつきましてごく簡単に説明させていただきますと、表紙の裏面、目次のちょうど真ん中、計画の中心部分となります第2章の分野別の施策というところ、ここでは答申を踏まえまして、第1節で地球温暖化対策、CO₂対策のことなどを示しました「低炭素社会の構築」、それから廃棄物対策などを示しました「循環型社会

の形成」、大気汚染とかの都市環境保全対策ですとか、緑化の取り組みなどを示しました「快適な都市環境の確保」、この3つを今後の環境政策の柱にしております。

そして、素案の内容といたしましては、例えばこの第2章の第1節の「低炭素社会の構築」のところでは、1で「地球温暖化対策の推進」、2で「低炭素型の都市づくり」、3で「CO₂排出削減の新たな仕組みづくり」というような3つの施策の方向性を示しております。このように3つの柱それぞれについて、今後どのような施策を進めていくかという方向性を示しております。

それからこの計画の目標につきましても、例えば低炭素のところでは言いますと、9ページをご覧くださいんですけども、9ページ中段に、枠囲みで低炭素のところの目標ということでございますけれども、先程来出てきております25%以上の削減、それから80%の削減、こういった目標を掲げるなど、いただいた答申ですとかそれから先程の環境ビジョン、こういったものも踏まえたものとなっております。

先程申しましたように時間の関係もございますので、内容の説明は省略させていただきますけれども、後ほどご一読いただけたらと思っております。

また、この内容で、先程理事の挨拶にもございましたけれども、一昨日、12月22日から約1ヶ月間、パブリックコメントを実施しております。今後、パブリックコメントのいただきました意見等を踏まえまして、必要な修正等を行いました後、最終案にしていきたいと考えております。

それと、資料ではお付けしてませんけれども、先程、私の説明の中でも出てきたんですが、今年度、基本計画のほか、地球温暖化対策実行計画というものについても策定しているところです。こちらいただいた答申などを踏まえて、策定作業を進めているところでございまして、後日、パブリックコメントを行っていききたいと考えております。その際には、また資料等をお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○榎村会長 ありがとうございました。たくさんのもので、今日帰ってお目通しいただければと思いますけれども、今の段階で何か、ご質問とかご意見がございましたらお願いしたいと思いますが。

ここでは9ページのところ、2050年度に向けてと長期スパンでもちょっと書いてあるんですけども。これいまパブコメ中ということでございますが、いつこれは決まるんですかね。

○馬越環境計画担当課長 計画自体は年度内に策定ということで考えております。

○榎村会長 昨年3月までにいろいろ皆様方で、審議会でご尽力いただいたものをもとに、

今は計画を立てていただいたものでございます。

何かご質問ございませんでしょうか。ご意見でも。公募委員の方々も入っておられますので、どうぞ遠慮なく、何かご質問とかご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

何かご意見とかございませんか。たくさんなのでお目通しいただく時間があるかもしれませんが。

○黒坂委員 黒坂です。私も今回からですので、いろいろとお聞きさせていただいていたんですが、やはり先程の大阪市環境基本計画を今、拝見させていただいて、中野委員がおっしゃったように、ヒートアイランド対策との位置づけですね。ヒートアイランド対策が、環境基本計画の中では別項目になってまして並列で書いてあるのに、先程の条例についての資料1の4ページにはあまりヒートアイランド対策というのが前面には出ていない。条例を策定する部会に選出していただきましたので、今後、条例を考えていく上で、そのあたりの整合性、位置づけというものはやはり中野委員のいうとおり考えていかなければいけないのではないかというふうに考えました。

○槇村会長 ありがとうございます。

○黒坂委員 質問等ではありません。

○槇村会長 他にいかがでしょうか。はい。

○市川委員 (挙手) 私も今初めてぱらぱらと見せていただいて、枠で囲んである目標のところを見たんですけど、CO₂の削減とかリサイクルのところはいいと思うんです。けれど、この「快適な都市環境の確保」というところで、大阪市さんでどうしようもない、例えば年平均気温の上昇傾向を抑えるというのは、これは大阪市さんで決めるものじゃなく、自然現象というか、そういうものでも気温は上がったりますわけです。ですから、大阪市さんだけでどうしようもないかなという気もするし、例えばまあ、最近ですと、広域の大気汚染なんかがあると、これも、大阪市さんの対策だけではどうしようもなくて、もうちょっと広い、場合によっては越境汚染となりますので、大阪市さんだけではなかなか達成できないようなこともあるので、そこはもう少し、こういう目標掲げられたあとで困らないようにされたほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

○槇村会長 何か、ご説明ありますか。

○馬越環境計画担当課長 この間、これまでつくってきた計画の目標との関係などもございまして、こういうふうな目標設定をしております。ヒートアイランド対策にしる、例えば大気汚染対策にしる、広域連携というのが必要だということは私どもも十分認識しておりまして、

そういった観点からの施策も進めていかないといけないと思っております。今の市川委員のご指摘を踏まえて計画の修正等で可能なところはやっていきたいと思っております。

○榎村会長　今、ぱっと見たところ、28ページのところに、環境を通した広域連携・国際協力という項目がありますが、今の内容が入ってるかどうかというのはちょっとわかりませんが、項目としてはそういうところでしょうか。

他に何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○西村委員　ちょっとすいません。

○榎村会長　はい、では西村委員さん、どうぞ。

○西村委員　前回の審議会から出ております。それとヒートアイランド対策について、大阪市、大阪府も入って、大阪ヒートアイランドコンソーシアムってというのがあって、やっておりますので、今の答弁について、1点だけどうかなと。修正と言われたんですけど、この20ページの抑制目標というのは、大阪府よりだいぶマイルドなものでしたよね。確か、事務局に確認したんです。大阪府は日数で何%減らすという明記だったわけで、それに比べると大阪市はマイルドで。それと市川先生のご指摘の、大阪市だけで気温の上昇を防げるのかということなんですけど、温暖化というバックグラウンドとそのうえで都市化というのがあって、都市化の中では結局先程の「風の道」に戻るんですけど、都市再開発というか、都市の熱環境をどうするかというのは、実はC A S B E E（キャスビー）というのがあって、さっきからちょっとこの中にも目玉でうってあるんですけど、建物レベル、地域開発レベル、都市レベルでいろんな対策を打つことによって風通しをよくすると何度下がりますよというのを国交省や研究所とかでシミュレーションをやられてるし、一部対策も打たれたりしております。

そういうのを前提と言うか、基本にやっております。ご指摘のように、気象条件、今年のように厳しいと下がるかというのがあるんですけど、都市で部分的に下げるとは可能で、いろいろな政策が組まれておりまして、大阪でも環境省の助成金をもらって、クールシティ、クールゾーンですか、梅田からなんば、基本的にそのへんでやられております。で、行政の施策としても、C A S B E E 大阪というのを、大阪市が全国に先駆けて取り組まれております。その後、名古屋とか横浜とか、だいたい大都市が入って、それは主に業務用ビルだったんですけど、それが再開発になってくるとC A S B E E - H I（ヒートアイランド）ということで、風通しを邪魔しないような建物にしないと、基本的に大規模な再開発はできないとかいうことで、都市の全域というより、特に都心の、多分一番気温が高いであろうところを中心に考えると、ある程度の制限は可能ということで、国ならびに他の自治体も検討しておりますので、そこについ

てはご理解していただければ、ありがたいと思います。

ただ、ほんとに下がるか、今年みたいな猛暑が続くと、どうかというのはあるんですけど、他の自治体から比べても、そんな厳しい目標じゃなくて、逆に言うと、もうちょっと厳しくしろという意見が出てきてもおかしくないぐらいのレベルでまとめていると思います。

○市川委員 （挙手）

○槇村会長 はい、どうぞ。市川委員さん。

○市川委員 気温とか、温暖化以外の、3つ目の環境基準100%というのについても、例えば昨年、新しく環境基準ができた微小粒子のPM2.5、23ページに、PM2.5対策という言葉がありますけど、大阪市の実態はわかりませんが、ああいうPM2.5のような非常に広域の大気汚染に関しては、大阪市さんが仮にかなりの削減をされたとしても、環境基準を達成できるかどうかというのは、これ、現時点でも疑問視されてるわけですね。だから、そういうときに、それが環境基準が達成されないことが大阪市さんの責任かと言うと必ずしもそうではなくって、他の地域からの流入というのは当然考えられるわけです。けれど、そういったことについてもここで目標として、100%達成しますって、すごい意気込みを示されてるので大丈夫かなっていう、そういう心配をしています。

○槇村会長 では、事務局のほう、お願いいたします。

○馬越環境計画担当課長 今、市川委員からご指摘いただきまして、確かに環境基準達成が難しい項目はございます。が、やはり環境基準は、行政の目標として、達成というのが行政の使命ということで定められてます以上、大阪市はこの間ずっと環境基準の達成というのを目標として、今の環境基本計画でもやってきておりますし、それから、この100%達成というのは、審議会答申でいただいた内容でもございますし、行政の使命なり、目標ということでご理解いただきたいと思います。

○槇村会長 がんばるぞーという意思表示でございます。まあ、何か目標を高く掲げないと、なかなか前進しづらいと。現実にはいろいろ課題があるかと思いますけど。

はい、中川委員さん、どうぞ。

○中川委員 意見めいたものでもよろしいでしょうか。

○槇村会長 はい、どうぞ。

○中川委員 この計画、地球温暖化対策で、条例の内容でも触れてますように、これからは家庭部門、あるいは業務部門の、民間の業者さんにもなってくるわけですね。そういうようなことを考えても、策定にあたってご専門の先生方が頑張っておられると思いますけれど、や

はり、パブリックコメントをして、策定、制定すればいいというふうな感じじゃなくて、市民の言わばまさに合意の下に、市民がまさに主体となってこれは推進していかなくちゃならないことですから、その策定と、あるいは、いわゆる条例の制定って言いますか、上からの目線じゃないっていうとあれですけど、そういうのに、しっかりつくってほしいなということと、それからその、都市構造、環境未来型の都市構造とはどんなことを指すのか、私には専門外でわかりませんが、やはりその、まちづくりに関連してきますので、その地球温暖化関連のその法律や条例だけじゃなくて、これちょっと5ヶ月じゃしんどい、すごく難しいと思いますけれども、都市計画とかですね、大阪市にはいっぱい計画があって、あるいは条例もあるわけですから、一応視野には入れるような、目線は持っていただきたいなと。そうでないと実行性がないので、意見というかたちで申し訳ないんですが、えらそうに言って申し訳ございません。

○榎村会長 いや、非常に大事な点をご指摘いただいたと思います。策定するプロセスとそれから、できたあとですね。市民、行政、企業、それぞれどのように協働していくのか、みんながそういう気になって一緒に行動しないと、なかなか推進しませんので、それもプロセスと同時にあとのことも含めて、またいろいろと検討されるのではないかなと思います。

それから、都市構造のことにつきましては、まちづくり都市計画はじめ、いろんな建物の話とか、いろんなこと、からまってまいりますので、是非ともその辺につきましてはいろんな施策が一緒になって取り組まないと、なかなか行動的なところは変わっていかないだろうと思いますので、また、時間もかかる面でございますが、それはもうそういうふうな方向でやっていかないといけないと私は思いますので、各部局もそれぞれ協働みたいなのところもあるのではないかなとそういうふうに考えます。

他にございませんでしょうか。

○宇田委員 はい。

○榎村会長 はい、宇田委員さん、どうぞ。

○宇田委員 今回初めて参加させていただいて、まだ全容がつかめないところがあるのですが、基本的な確認のほうなんですけれど、自治体には総合計画がありまして、それから、環境については環境基本計画があります。また、それにもとづいて各種の条例がある。その場合に温対法やら、先程話が出た温暖化対策基本法が、これはどうなるかちょっとわかりませんが、その関係が出てくる。一方、法律で義務付けた省エネ法などもありますし、建築基準法でC A S B E Eの話などもありましたけど、そういうのが出てくる。それらの全体のイメージがどうしても私たち、単発になってしまうんですけど、それをひとつにまとめたのがその環境ビジョ

ンというような捉え方とは違うのですか。そうでしたらちょっとわかりやすいかなと思ったんですけど。

それがひとつと、これから策定する温暖化対策条例のほうは、上位の計画がありますから、その枠組みの中で、ある程度幅があるんだと思うんですけど、その環境基本計画の枠組みの中で考えていくという、そういうイメージでいいのかどうかということですね。

次にもうひとつ質問ですが、この基本計画の中で「市民会議（仮称）の設立によるパートナーシップづくり」というのが出てるんですね。28ページの上から2つ目の○に出てきているのですが、この市民会議はどんなイメージなのか、この時点でわかれば聞かせていただきたい。なにわエコ会議との関係がどうなのか。

○榎村会長　そうですね、2点についてお答えください。

○馬越環境計画担当課長　まず枠組みということ、先程の環境ビジョンが大阪市のすべての計画にもかかわるといふ、そういう位置づけのものではございませんでして、環境施策で特に重点的に進めていくものという位置づけなんですけど、ただ、環境施策というのは、他のいろいろなジャンルのこととも連携してやっていかないといけないというところはもちろんございますので、そういう点につきましては、十分踏まえてやっていきたいと思っております。

基本計画も然りでございまして、この素案の1ページの一番下のところ、3の「計画の位置づけと役割」ということで書いておりますけれども、この環境基本計画以外にも大阪市はいろんな計画つくっております。そういった計画とも連携しながら、施策を進めていくということで考えております。

それから市民会議のほうでございしますが、検討中でございまして、今日の段階では具体的にどういふふうになるというのは、まだそこまで検討に至っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○榎村会長　それでは、報告事項のまだ（3）がまだ残っておりましたので、その次のほうにまいらせていただいてよろしいでしょうか。もし何かございましたら、あとでまたいただけたらと思います。

それでは、「大阪市環境白書（平成22年版）」について、環境局のほうからご説明のほう、お願いしたいと思います。

○松本環境施策部長　環境局環境施策部長の松本でございます。よろしくお願いいたします。かなり時間もおしておりますので、できるだけ簡潔にご説明申し上げます。

「大阪市環境白書（平成22年版）」ということで、お手元資料4をご覧ください。前の

スクリーンでも同じものを扱っております。

基本条例の第9条に基づきまして、本市の環境の状況でありますとか、各種の施策について実施状況を明らかにした年次報告書という位置づけのものでございます。

内容は、冊子もお配りしておりますけれども、かなり分厚いものでございますので、総論と各論から成っておりますけれども、今日のところは総論の部分についてのみご説明を申し上げます。

3ページ目でございます。まず1つ目は、「地球温暖化への対応」ということです。先程から何度か出てきましたが、平成20年度の市域の温室効果ガスの排出量は14.5%の減となっております。さらなる削減に向けて、今、いろいろ施策を進めております。まず、本市では昨年21年度から、市内の住宅ですとか、あるいは事業所で、太陽光発電を設置されるかたを対象にしまして、補助制度というのを実施しております。21年度の実績は530件となっております。導入量としては1,769kWとなっております。

今年度も継続して行っており、現在1kWあたり7万円を補助額としまして、住宅につきましては4kW28万円、事業所につきましては20kW140万円というのを上限にしまして補助を行っております。導入の目標量は、今年度は、3,150kWとしております。

また、下のほう、市有施設の太陽光発電でありますけれども、平成21年度末現在で15施設に設置しておりましたが、現在も継続して精力的にやっております。平成22年度末までに新たに83施設、主に学校ですとか、区役所などに設置することにしております。今年度末で98施設に設置される予定になっております。

4ページ目ですが、ライトダウンキャンペーンということで、省エネの啓発を目的にしまして、今年は6月の21日夏至の日と、7月7日、この二つの日を、ライトダウンということで実施しました。特に、7月7日には、民間のイベントとも連携しまして、中之島でミニコンサートを行いまして、午後8時には中之島の本庁舎、あるいはその周辺の建物・施設を一斉にライトダウンするというような取り組みも実施しました。このライトダウンでは、各種の企業さんですとか施設にもご協力をいただきました。主に中之島ですとか、御堂筋沿いの企業さんをはじめ595施設の参加をいただいております。

もうひとつ大きな取り組みとして、「ヒートアイランドへの対応」ということで、施策をいくつかご紹介いたします。まず緑のカーテン・カーペットづくりであります。私どもの公共施設におきまして、ゴーヤですとか、サツマイモといったつる性の植物を使いまして、緑のカーテン・カーペットづくりに取り組んでおります。ご覧いただいておりますように、画像カメラによりまして、カーテンのある部分と無い部分で10以上の差があることを、できるだけ市民

のかたに目でわかるように訴えかけること、こういうようなことによりましてカーテン・カーペットを積極的に推進しております。市の施設の関係で、昨年度104施設実施しておりましたけれども、今年度はさらに展開していきまして、485施設になっております。

ヒートアイランド対策として、もうひとつ、ドライミストについてもご説明いたします。このドライミストは、「大阪市ミスト作戦」としまして平成19年度から実施しております、本年度は13ヶ所で実施しております。さらに今年度は、市内の中心部の公開空地ですとか、先程も話がありました「風の道」のモデル地区にドライミストを設置される市民、事業者のかたに対しまして、設置費の一部を補助する制度というものを新設いたしました。また、私ども水道局におきまして、こういうドライミストの設置、導入サポート制度というのを実施しております、水道料金の減免等を行っております。

もうひとつ、先程も出ております「風の道」についてでございます。ヒートアイランド現象を緩和するために、大阪湾から吹いてまいります海風を、できるだけ都心部の奥のほうへ誘導することが効果的ということです。長堀通りをひとつのモデル地区としまして、中央分離帯への植栽でありますとか、道路散水、あるいは遮熱性舗装、そういったことをモデル的に今実施しておるところであります。こういうモデル事業の効果を現在検証しております、「風の道」ビジョンの構築に取り組んでいきたいと思っております。なかなか「風の道」というものが開通するにはかなり長い年月が必要かなというふうには思っておりますが、今後、こういったことにも取り組んでまいりたいと考えております。

その次、もうひとつ大きな取り組みとして「ごみ減量」、ちょっと打って変わってということになりますが、循環型社会の構築のためには、ごみの減量というのは非常に大きな課題でございますが、私ども大阪市としましては、「平成27年度までにごみ処理量を110万トンまで減量する」ということを目標に現在取り組んでおります。棒グラフをご覧くださいますように、一番左側、平成3年度には217万トンあったごみ処理量、おおむね半分近くまで減ってきました。これをさらに110万トンまで減量する、27年度までにできるだけ前倒して減量するということが、今、取り組んでいるところであります。

そのごみ減量のための具体的な施策としましていくつかご説明を申し上げますと、まず、ごみ減量ですとか、リサイクルの意識を高めていただく、あるいは実践していただくために、ごみ減量市民フォーラムを開催したり、事業者のごみ減量ということで事業者リサイクルコンテストを実施しております。

また、町会あるいは子ども会などで実施されます資源集団回収活動の活性化を図るために、

新聞雑誌など資源の回収の再生資源業者に引き渡す活動を、大阪市としても支援しております。それと、紙パックでありますとか、乾電池、こういったものの回収を促進するために、区役所ですとか、さらにスーパーマーケットとかの民間施設や区民センターなどにも回収ボックスを設置しております。

もうひとつ、ごみ処理量の6割がたを占めます事業系廃棄物の減量を図りますために、私どもとしましては、焼却工場への搬入物をチェックする、産業廃棄物との適正区分、適正処理、そういったことについての指導・啓発などを行っております。

総論の中の2つ目の大きなところで、それ以外のさまざまな環境施策につきまして、ご説明をいたします。

まず、1つ目、大気環境についてでございます。主な大気汚染物質濃度の経年変化をここに折れ線グラフで示しておりますが、おおむね右肩下がりで改善傾向がご覧いただけると思います。大阪市では、エコカーの普及促進でありますとか、交通渋滞の解消をめざしました交差点改良といったことに取り組んでおりまして、かなり改善が進んできているという状況です。

その次に、水環境、水質汚濁についてですが、市内の水質汚濁の代表的な指標としてBODあるいはCODといった指標がございますけれども、そういった指標をここに示しております。ほとんどのところが白丸なのですが、白丸が環境基準適合地点。一方で網掛け、黒っぽいところが環境基準に不適合地点ということで、大きい黒っぽい丸が2つほどと、小さい黒丸が1つありまして、一部まだ不適合地点というのが見受けられるところであります。今後とも国ですとか大阪府、あるいは上流域の自治体とも連携して対応してまいりたいと考えております。

次は、化学物質としてダイオキシン対策でありますけれども、平成21年度のダイオキシン類の環境調査結果でありますけれども、表の中、項目の中の水質と書いてあるところ、あるいは底質と書いてあるところにそれぞれ一箇所ずつ環境基準に適合していない。一部不適合のところがあるという状況です。今後とも、各関係機関と連携しながら、底質のダイオキシン類対策などに努めてまいりたいと考えております。

その次13ページで緑化についてですが、大阪市では、いろんな基本計画がある中で、緑化につきましても「大阪市緑の基本計画」というものがございます。公園緑地の整備を重点的に進めていくという計画でありますけれども、20年前、平成2年には市民1人あたりの公園面積、この棒グラフの一番左ですが、2.93平方メートルであったところですが、今年の4月現在では、3.52平方メートルということで、なんとか増加している傾向にあるというところであります。

14 ページで環境学習の関連施設をご紹介します。鶴見緑地にあります環境学習センタ

一、生き生き地球館ですけれども、これは、子どもさんから大人までの幅広い方々を対象に、環境学習に取り組んでいただくという参加体験型学習の拠点施設でありますけれども、開設以来の総入館者数は現在320万人を超えております。さらにその隣にあります自然体験観察園は、かつての里山ですとか、田園風景を再現しまして、人と自然との関わり合いを学べる屋外フィールド施設となっております。

これら以外にも、下水道科学館でありますとか水道記念館、自然史博物館といった環境学習施設がございます。

その次、15ページですけれども、先程もちょっとお話に出てまいりましたけれども、環境家計簿を使って省エネなどに取り組んでいただいております「なにわエコライフ認定事業」ということであります。平成21年度は3,045世帯にご参加いただきまして、一定の基準に達しました2,127世帯を「エコライフ家庭」に認定させていただきました。これらの取り組みを通じまして、下のほうに数字が出ておりますが、電気・ガス合わせまして、約107トンのCO₂を削減することができております。引き続き、環境家計簿を活用しまして、省エネですとか環境配慮のライフスタイルの輪を広げてまいりたいと考えております。

もうひとつ、これも先程、お話に出てまいりましたが、「なにわエコ会議」というものがございます。「なにわエコ会議」といいますのは、市民のかた、NPOのかた、あるいは事業者、それに大阪市も参画いたしまして、協働で地球温暖化防止活動を推進していく市民組織でございますけれども、毎年12月、つい先日開催しましたが、「地球温暖化防止パートナーシップフェア」を開催しております。それ以外にも年に2回の環境情報誌「なにわエコウェーブ」を発行しております。また、「エコライフ部会」、「環境教育部会」、「環境に配慮した企業部会」という3つの部会を設けておりまして、それぞれの部会に応じましたテーマにつきまして、いろいろな環境、地球温暖化防止活動に取り組んでいるという状況であります。

最後でありますけれども、大阪市の自らの率先行動としまして、庁内の環境保全行動計画というのを立てておりまして、省エネ、省資源、リサイクルといった環境保全行動を推進しております。エコオフィスの取り組みでありますとか、グリーン購入の取り組み、あるいは去年4月以降は、電力供給事業者の入札の際に、事業者の環境負荷の低減に関する取組状況なども考慮する、そういった制度も導入しているところであります。

非常に駆け足で恐縮ですけれども、以上で「平成22年版 大阪市環境白書」についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 槇村会長 非常に簡潔にご説明いただきましてありがとうございます。時間がおしており

ますけれども、今、環境白書についてご説明いただきましたが、何か皆様のほうからご質問とかご意見ございましたらどうぞ。

○森本委員 太陽光発電の補助金制度なんですけど、太陽光発電を自宅に設置した時に補助金を出すのは、効率のいい太陽光発電をつけようとしても、それは補助金が出ないんですね。それはどうしてですか。

○馬越環境計画担当課長 森本委員がおっしゃってるのは国の制度のことかなと思うんですけど。国が住宅用に補助制度をつくっておりまして、それが一定の金額以上のものは対象にならないという、そういうふうな枠組みになっております。それは国のほうでやっぱり大量普及を進めていくということで、あまり高価なものというよりも、とにかくできるだけ価格を下げて広く普及させることで、価格を下げようということを考えておりまして。

○森本委員 それならば大阪の小さい家だと効率の悪い商品を安くつけても、発電がしないんで、結局伸びないと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○佐崎地球温暖化対策担当課長 国の、その価格の上限っていうのが、昨年度確か70万円、今年65万円ですね、やはりその設備の機器の費用と設置の費用を、だんだん安くなるように誘導していこうという趣旨で、上限価格を決めています。実勢価格としましてはそれによって下がってきている、一定の効果もあるのかなと見ております。そういう施策として国はやっておりまして、大阪市のほうは、一応、設備機器の上限価格は設けておりません。ここにありますように、1kWあたりの発電能力に対して7万円という補助、上限が住宅の場合4kWまでというのがございますけども、そういう施策でやっております。

○森本委員 わかりました。それともう1つ質問ですが、大阪市のほうでは将来、住宅の補助金を、今、リフォームをした人が省エネになるために窓などを変えたり、外壁断熱をすることで、大阪市からの補助金を出すことを前向きに検討する計画はないんでしょうか。

○馬越環境計画担当課長 先程資料2でご説明しました環境ビジョンのところで、エコ住宅の普及促進、8ページでございますけれども、8ページの一番左、具体施策1-7でエコ住宅の普及促進というのがございますが、こういったスキームで考えてはいるんですけども、これがどういったものになるのか、森本委員がおっしゃられたような制度になるのかどうかはわかりませんけれども、何らかのかたちでこのエコ住宅というのを普及させていくインセンティブ、そういったものは考えていきたいと思っております。

○森本委員 ありがとうございます。

○榎村会長 そのほか、ございませんでしょうか。もう、4時前になってしまいましたけれ

ども、よろしいでしょうか。

それでは今日、審議事項2つと報告事項3つでございましたけれども、すべて終了いたしました。

他に委員の皆様方、あるいは事務局のほうから何かございましたら。

○馬越環境計画担当課長　事務局から1点、ご指名受けられました部会委員の方々、日程調整をさせていただきたいのでお残りいただきたいと思います。榎村会長と西村部会長、それから黒坂委員と藤田委員、宇田委員、よろしくお願いいたします。

○榎村会長　それでは本日の議事をすべて終わりたいと思います。部会での検討をお願いした委員の皆様方、かなりスケジュールがタイトでございますけれども、大変な、今日も時間を使っていただきましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは審議会を終わりたいと思います。どうもお忙しいところ、また今日はクリスマスということでございますので、はやく終わりたいと思います。年末のところ、どうもありがとうございました。

○司会　榎村会長、並びに委員の皆様におかれましては、長時間ご審議いただきありがとうございます。これをもちまして第27回大阪市環境審議会のほう、終了させていただきたいと存じます。ありがとうございました。